

# 介護福祉士の各資格取得ルートの学習カリキュラム比較

182番

実務経験ルート(実務者研修)

養成施設ルート

福祉系高校ルート

教育内容	時間数
<b>人間と社会</b>	40
人間の尊厳と自立	5
社会の理解 I	5
社会の理解 II	30
介護	190
介護の基本 I	10
介護の基本 II	20
コミュニケーション技術	20
生活支援技術 I	20
生活支援技術 II	30
介護過程 I	20
介護過程 II	25
介護過程 III(スクーリング)	45
介護過程	90
介護総合演習	—
介護実習	—
<b>こことからのしくみ</b>	170
発達と老化の理解 I	10
発達と老化の理解 II	20
認知症の理解 I	10
認知症の理解 II	20
障害の理解 I	10
障害の理解 II	20
こことからのしくみ I	20
こことからのしくみ II	60
医療的ケア	50
<b>合計</b>	450

教育内容	時間数
<b>人間と社会</b>	240
人間の尊厳と自立	30以上
人間関係とコミュニケーション	30以上
社会の理解	60以上
人間と社会に関する選択科目	—
介護	1,260
介護の基本	180
コミュニケーション技術	60
生活支援技術	300
介護過程	150
介護総合演習	120
介護実習	450
<b>こことからのしくみ</b>	300
発達と老化の理解	60
認知症の理解	60
障害の理解	60
こことからのしくみ	120
医療的ケア	50
<b>合計</b>	1,850

科目	単位数	(参考) 時間換算*
<b>人間と社会</b>	8	280
社会福祉基礎	4	140
人間と社会に関する選択科目	4	140
介護	37	1,295
介護福祉基礎	5	175
コミュニケーション技術	2	70
生活支援技術 (医療的ケアを含む)	10	350
介護過程	4	140
介護総合演習	3	105
介護実習	13	455
<b>こことからのしくみ</b>	8	280
こことからの理解	8	280
医療的ケア	—	(50)
<b>合計</b>	53	1,855

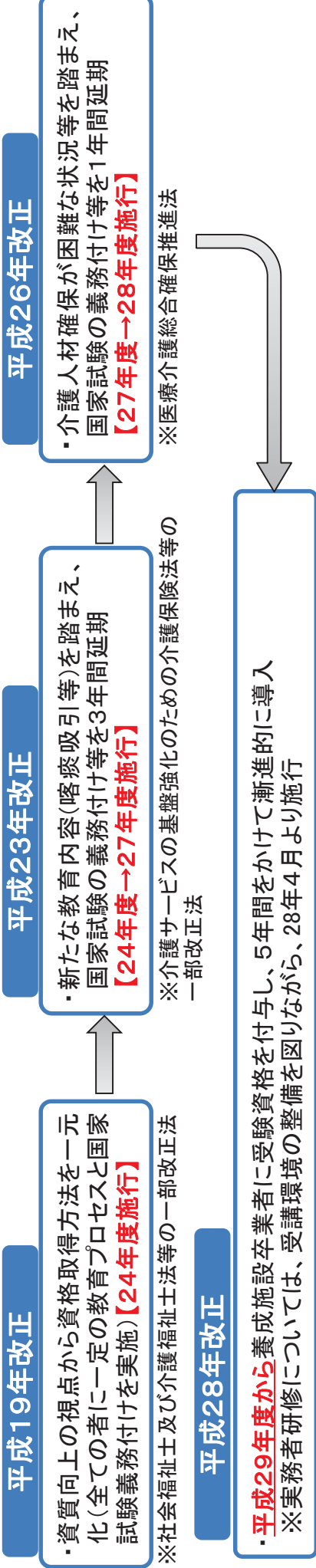
重点番号19: 介護福祉士試験の受験資格に関する見直し(厚生労働省)

\*1単位を35時間として換算

# 介護福祉士資格取得方法の一元化の経緯について

182・232番

- 介護ニーズの多様化・高度化の進展に対応できる資質を担保し、社会的な信頼と評価を高める観点から、
  - ① 一定の教育課程を経て国家試験の受験資格を得た上で、
  - ② 国家試験により修得状況を確認する、という2つのプロセスを経ることが必要。



■ は施行済み。 ■ は平成29年度より漸進的に実施(29～33年度卒業者は5年間の猶予期間の経過措置あり)

教育プロセス	実務経験ルート (3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び都道府県知事が指定する実務者研修等における必要な知識及び技能の修得を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法)	養成施設ルート (都道府県知事が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法)	福祉系高校ルート (文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法)
教育プロセス (実務経験 研修)	実務経験 3年以上 + 実務者研修(6月以上* / 450時間*) <small>*他研修修了による期間短縮・科目免除あり</small>	履修期間 2年以上 (改正前 1,650時間) (+200時間=1,850時間)	履修期間 3年以上 (改正前 34単位(1,190時間*)) +19単位=53単位(1,855時間*) <small>*時間数は、1単位を35時間として換算 (注)特例高校は卒業後に実務経験9月以上が必要</small>
国家試験	国家試験	国家試験	国家試験

【参考】 資格取得者数

累計	約116.0万人	約33.5万人	内訳無し(実務経験ルートに含む)
平成28年度	約8.8万人	約0.9万人	(約0.3万人)

注1) 累計資格取得者数は平成28年9月末時点の登録者数、平成28年度の資格取得者数は平成27年9月末から平成28年9月末までの登録者の増加数を記載している。  
 注2) 福祉系高校ルートは実務経験ルートに含むが、参考として、単年度増加数については平成28年3月発表の国家試験合格者数を記載している。

# 実務者研修の円滑な実施について

232番

○ 受講者本人及び施設側の負担を軽減する措置をこれまで行ってきたことに加え、より一層の環境整備を図った上で、平成28年度から施行。

## 【平成19年改正】

○ 実務経験ルートにおける受験資格として、理論的・体系的な知識・技能を学ぶため「実務者研修」(6月以上、600時間)を義務付け  
 【平成23年改正～】(28年度より実施)

## ○ 実務者研修の負担軽減

- ① 受講時間の短縮 (600 → 450時間へ)、② 既に履修した科目の読み替えができる仕組みの導入、③ 通信課程の活用 等
- 介護事業者が「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇い上げるための費用を助成する仕組みを創設(24年度から)(受講者1人あたり平均25.6万円を助成(実績))

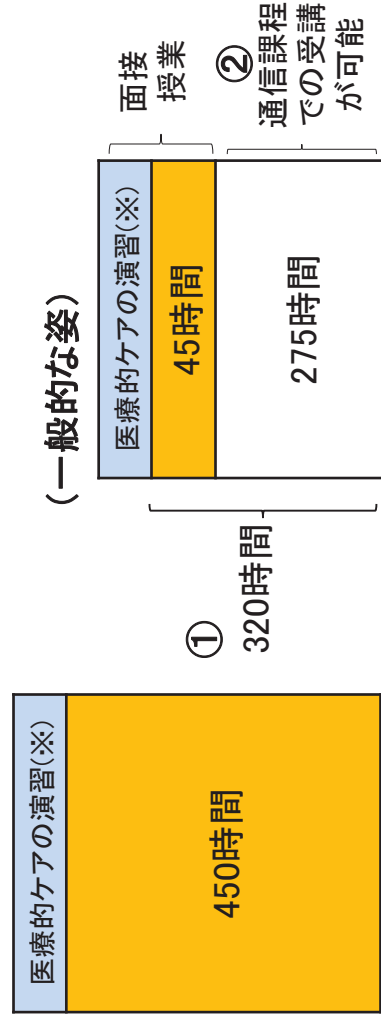
## 【H19改正】



制度見直し  
(負担軽減)

## 【H23改正】

- ① 初任者研修等の受講歴に基づき、450時間全てを受講する必要のある者は少なく、320時間の受講が平均的な姿
- ② 通信課程の活用により、320時間の受講のうち、275時間間は通信での習得が可能
  - ・H29.4現在、実務者研修の総定員数約46万人のうち、通信課程の定員は約44万人(約9割)



※「医療的ケアの演習」は、回数が設定されている(例:「口腔内の喀痰吸引」が「5回以上」等)

## 実務者研修の受講のための負担軽減策

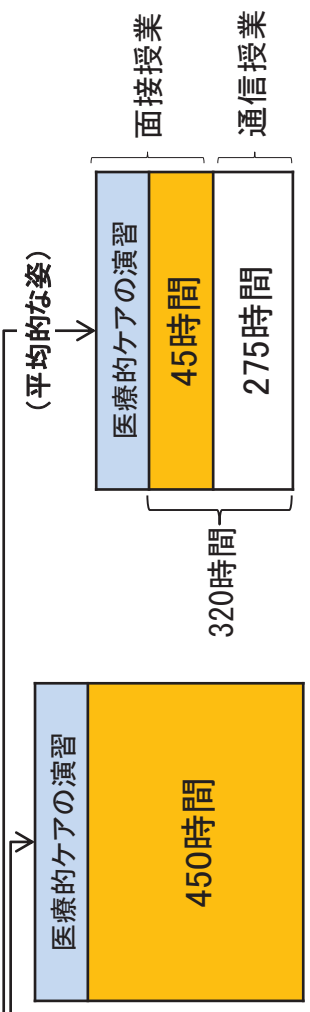
232番

- 働きながらも、可能な限り負担を軽減した形で、実務者研修を受講し、介護福祉士資格の取得ができるように、①他研修で履修済の科目の受講免除(450⇒320時間)や通信課程の活用、②受講費用の貸付(返済免除付き)③研修受講者の代替要員の雇上げを実施している。

### 【①他研修で履修済の受講免除や通信課程の活用】

- 450時間の実務者研修について、他の研修を履修している場合には、その内容に応じて、一部科目の受講を免除。

研修名称	原則 (実務者)	介護職員初任者	訪問介護員 1級	訪問介護員 2級	訪問介護員 3級	介護職員基礎	その他 ・認知症実践者研修 ・喀痰吸引等研修
受講時間	450	320	95	320	420	50	認知症の理解 I・II や医療的ケアを免除



- ・ 初任者研修等の受講歴に基づき、450時間全てを受講する必要のある者は少なく、320時間の受講が平均的な姿
- ・ 実務者研修の総定員約11万人のうち、通信課程の定員は約10万人(約9割：H26.4現在)

### 【②受講費用の貸付(返済免除付き)】

実務者研修受講費用20万円(上限)

・実施主体都道府県又は都道府県が適当と認める団体 補助率：国9/10相当(定額)

### 2年間、介護福祉士として継続して従事



### 【③研修受講者の代替要員の雇上げへの経費助成】

- 地域医療介護総合確保基金で代替要員の雇上げ経費を支援。(国費補助率2/3)

## ◎ 根拠法令 ◎ (管理番号:52番)

生活保護法(昭和25年法律第164号)

(審査庁)

第64条

第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合には、かかる当該事務に関する処分並びに第55条の4第2項の規定により市町村長が就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

(再審査請求)

第66条

市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第19条第4項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分若しくは第55条の4第2項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 前条第1項(各号を除く。)の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「当該審査請求」とあるのは「当該再審査請求」と、「第23条」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する同法第23条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「70日以内」と読み替えるものとする。

(大都市等の特例)

第84条の2

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2 第66条第1項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。



## 生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)

(大都市等の特例)  
第10条の2

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法第48条の2第1項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の29第1項から第5項までに定めるところによる。

2 地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)において、法第84条の2第1項の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第174条の49の5に定めるところによる。

## 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

(生活保護に関する事務) ※中核市についても、同施行令第174条の49の5において同様の規定あり  
第174条の29

地方自治法第252条の19第1項の規定により、指定都市が処理する生活保護に関する事務は、生活保護法及び生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第23条の規定による事務の監査等、指定都市の設置する保護施設に対する同法第44条、第45条第1項及び第48条第3項の規定による報告の命令等並びに同法第64条に規定する審査請求に対する裁決に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第4項及び第5項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

- 2 前項の規定は、特に必要がある場合において、都道府県知事が生活保護法第54条第1項(同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により生活保護法第53条第1項の規定による事務を管理し及び執行するものではない。
- 3 指定都市の市長は、第1項の規定により生活保護法第53条第1項の規定による事務を管理し及び執行する場合には、同条第3項の規定による意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。
- 4 第1項の場合においては、生活保護法第43条第2項及び第73条の規定は、これを適用しない。
- 5 第1項の場合においては、生活保護法第39条第1項及び第2項中「保護施設」とあるのは「保護施設(都道府県が設置するものを除く。)」と、同条第3項中「保護施設の設置者」とあるのは「保護施設(都道府県を除く。)」と、同法第40条第2項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第43条第1項及び第44条第1項中「保護施設」とあるのは「保護施設(都道府県が設置するものを除く。)」と、同法第46条第2項中「都道府県以外」とあるのは「都道府県及び指定都市以外」と、同法第48条第3項中「前項の指導」とあるのは「前項の指導(都道府県が設置する保護施設の長が行うものを除く。)」と読み替えるものとする。
- 6 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第252条の19第2項の規定により、生活保護法第23条第1項及び第2項の規定による都道府県知事の事務の監査等に関する規定並びに同法第44条第1項及び第48条第3項の規定による保護施設について都道府県知事の報告の命令等に関する規定は、これを適用せず、同法第45条第1項の規定による保護施設の設備又は運営の改善、事業の停止及び保護施設の廃止についての都道府県知事の命令については、これらの命令に代えて厚生労働大臣の命令を受けるものとする。

## 行政不服審査法(平成26年法律第68号)

(審査請求をすべき行政庁)

### 第4条

審査請求は、法律(条例)に基づく処分については、条例)に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- 一 処分庁等(処分をした行政庁(以下「処分庁」という。)又は不作為に係る行政庁(以下「不作為庁」という。))をいう。以下同じ。)に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等
- 二 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
- 三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合(前二号に掲げる場合を除く。) 当該主任の大臣
- 四 前3号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

## 地方自治法(昭和22年法律第67号)

(法定受託事務に係る審査請求)

### 第255条の2

法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできる。

- 一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分 当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づき政令を所管する各大臣
- 二 市町村長その他の市町村の執行機関(教育委員会及び選挙管理委員会を除く。)の処分 都道府県知事
- 三 市町村教育委員会の処分 都道府県教育委員会
- 四 市町村選挙管理委員会の処分 都道府県選挙管理委員会

2 普通地方公共団体の長その他の執行機関が法定受託事務に係る処分をする権限を当該執行機関の事務を補助する職員若しくは当該執行機関の管理に属する職員の職員又は当該執行機関の管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、当該委任をした執行機関が裁決をしたときは、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。この場合において、当該再審査請求は、当該委任をした執行機関が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求をすべき者に対してするものとする。

## 審査請求・再審査請求の根拠規定について (改正行政不服審査法施行後)

### 1 法定受託事務のうち保護の決定及び実施に関する事務並びに就労自立給付金の支給に関する事務に関する処分

→ 生活保護法第64条、第66条、地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第1号	なし
都道府県設置 福祉事務所長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項第4号	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・地方自治法第255条の2第1項第1号 及び同条第2項
市町村長 (町村長は、福祉事務所設置町村長に限る。)	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第2号	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・生活保護法第66条第1項
市町村設置 福祉事務所長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・生活保護法第64条 (・生活保護法施行令第10条の2) (・地方自治法施行令第174条の29)	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・生活保護法第66条第1項

### 2-1 上記1以外の法定受託事務であって、法第78条に関する処分

→ 地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第1号	なし
都道府県設置 福祉事務所長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項第4号	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・地方自治法第255条の2第1項第1号 及び同条第2項
市町村長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第2号	なし
市町村設置 福祉事務所長	市町村長 ・行政不服審査法第4条第1項第4号	都道府県知事 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・地方自治法第255条の2第1項第2号 及び同条第2項



## 管理番号190番 参考条文

## ○生活保護法(昭和25年法律第144号)(抄)

(申請保護の原則)

第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

(後見人選任の請求)

第81条 被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者がいないときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

## 【参考】小山進次郎『生活保護法の解釈と運用』

・「急迫」について(122～123頁)

「生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合。従って、単に最低生活の維持ができないというだけでは、必ずしもこの場合に該当するとは言えない。」

・法第7条但書きについて

「急迫した事由がある場合に職権保護の行われる余地を残したのは、要保護者の中には保護請求権を行使することができない者或いは困難な者が少なくないこと(中略)等から見て、(中略)結果において国民の最低生活保障に欠くることになるに至るおそれあることを考慮したためである。」(163頁)

「本人に意思能力がない場合その他急迫した事由のある場合のほかは職権保護の形式を採ることは避けるべきである。」(166頁)

・申請に代理行為が許されるかについて(164頁)

「申請に代理が許されるか。代理に親しまない行為と解すべきであろう。」

・法第 25 条について(407 頁)

「保護は申請に基づいて行われるのを原則としているが(法第七条本文)、申請のみによっては保護に欠けるところがあるので、法第七条但書きにおいて職権保護の例外として認められているのであるが、本条はこれに対応する手続規定である、而して、本条は漏給及び濫給防止の面より保護の実施機関に対して職権保護の開始及び変更を職務上の規定としているところに意義がある。」

・法第 81 条について(830 頁)

「保護は単に経済的な利益を給付することのみで足りりとするものでなく、あくまでその給付が最低生活の維持と自立の助長のために完全に消化されることを目的とするものであって、保護金品もその目的に従って計画的に使用する能力に乏しい者に対しては、その能力を補充するための措置も亦必要である

○「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)

問 9-2 代理人による保護の申請

(問) 代理人による保護の申請は認められるか。

(答) 民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。また、要保護者本人に十分な意思能力がない場合にあつて、急迫した状況にあると認められる場合には法第 25 条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。

以上のことから代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。

なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。

\* 法第 7 条申請保護の原則

\* 法第 25 条職権による保護の開始及び変更

○民法(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)(抄)

(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

第八百五十八条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(財産の管理及び代表)

第八百五十九条 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

### 3. 生活保護受給者の住まいや生活支援について

( 現状と基本的な方向 )

- 無料低額宿泊所(生計困難者のために、無料又は低額な料金で利用させる宿泊所等の施設)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく第2種社会福祉事業の一つであり、平成27年6月時点で537箇所の届出がなされ、15,600人が利用している。そのうち、生活保護受給者は14,143人で全体の90%以上となっている。また、無料低額宿泊所のほか、社会福祉各法に法的位置付けのない施設(生活保護受給者が2名以上利用し、住宅の提供以外に何らかの料金を徴収している施設)が1,236箇所、生活保護受給者の利用者数は16,578人となっている。
- これらの施設については、劣悪な住居を提供し高額な利用料を徴収する等、いわゆる「貧困ビジネス」といわれるような悪質な事業者がある一方で、様々な生活支援に、熱心に取り組んでいる事業者も存在することから、悪質な事業者を規制しつつ、生活支援を行う良質な事業者が活動しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

#### 具体的な議論

- (悪質な事業者への規制について)
- これまでも悪質な事業者への規制として、国においては、「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」(「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」(平成15年7月31日付局長通知、社援発第0731008号)の別紙。以下「ガイドライン」という。)の改正や、住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みの導入等を行ってきたが、
    - ・ 無料低額宿泊所に関する基準が、国のガイドラインに基づくものであり、法的拘束力がないこと
    - ・ 行政の改善命令・勧告等の規定がないこと等の理由から、悪質な事業者に対する指導が困難であるとの指摘がある。このため、法令に基づく最低基準を設け、その基準を満たさない設備及び運営となっている事業者等に対しては、行政の改善命令、勧告・公表を行うこと等ができるよう、法令上の必要な規定の整備について検討を行う必要がある。



## 【生活保護制度に関する国と地方の実務者協議構成員名簿】

○ 地方自治体の生活保護担当者（課長級）  
（参加自治体）大阪府、福岡県、大阪市、広島市、豊島区、高知市、邑南町（島根県）、坂町（広島県）

## ○ 国（厚生労働省）

社会・援護局

総務課長、保護課長、保護課生活保護制度改革推進官、保護課自立推進・指導監査室長、  
地域福祉課生活困窮者自立支援室長

職業安定局

派遣・有期労働対策部就労支援室長

## 【開催実績】

平成29年2月3日	第1回	生活保護制度の現状についての報告
平成29年3月21日	第2回	就労支援・自立支援について
平成29年4月14日	第3回	子どもの貧困対策、医療扶助の適正化について
平成29年5月22日	第4回	健康管理、宿泊施設・生活支援について
平成29年6月16日	第5回	事務負担の軽減、生活保護費の適正支給の確保策について
平成29年7月10日	第6回	これまでの議論の整理

# 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会について

212番

構成員氏名	所属
朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
石橋 良治	島根県邑南町長
浦野 正男	社会福祉法人中心会 理事長
大西 豊美	社会福祉法人みなと寮 理事長
大野 トシ子	千葉県民生委員児童委員協議会会長
岡崎 誠也	高知市長
岡部 卓	首都大学東京都市教養学部 教授 <small>ほろほく</small>
奥田 知志	認定NPO法人抱樸 理事長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会福祉推進室長
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構 特任フェロー

構成員氏名	所属
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授 (部会長代理)
生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
竹田 匡	北海道釧路町地域包括支援センター(社会福祉士)
平川 則男	日本労働組合総連合 総合政策局長
福田 紀彦	川崎市長
松井 一郎	大阪府知事
松本 吉郎	日本医師会 常任理事
宮本 太郎	中央大学法学部 教授 (部会長)
渡辺 由美子	NPO法人キッズドア 理事長

(計21名、五十音順・敬称略)

## 6. 事務負担の軽減について(続き)

### 具体的な議論

(生活保護法第63条に基づく返還金の徴収について)

- 生活保護法第63条の返還金については、急迫の場合等に資力があるにもかかわらず保護を受けた者に対する保護費の返還義務を規定しているが、
  - ・ 保護費と調整することができる規定がなく、生活保護受給者が金融機関への口座振込等を行う手間が生じたり、振込み忘れ等による返還金の回収の漏れが生じたりすること
  - ・ 生活保護受給者が自己破産した場合、その債権が破産法(平成16年法律第75号)において、破産管財人による偏頗行為(特定の債権者のみに弁済すること等、債権者平等の原則を害する行為)の否認権の行使の対象となり、他の債権に優先して保護の実施機関が回収することができない事例が生じていることから、生活保護受給者及び福祉事務所双方に負担が生じているとの指摘がある。
- このため、第63条に基づく返還金については、生活保護受給者の利便性向上と福祉事務所における返還金の確実な回収を図るため、第78条の不正受給に係る徴収金と同様に、
  - ・ 本人が同意した場合に、生活保護費と返還金の調整を行うことができるようにすること
  - ・ 返還金債権が破産手続において確実に他の債権に優先されるようにすること
 について、検討する必要がある。

- この際、第63条による返還金の返還については、年金の遡及受給等、資力があるにもかかわらず保護を受けたときのほか、福祉事務所の算定誤り等による過誤払い等による過誤払い等、生活保護受給者の責に帰すことができない返還金もあることに留意する必要がある。